

防災啓発情報等に関する協定書

上田市(以下「甲」という。)とNTTタウンページ株式会社(以下「乙」という。)は、地震、風水害、土砂災害及びその他の自然災害等に対する防災啓発情報及び防災情報(以下「防災啓発情報等」)の発信の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、甲乙相互に協力して防災啓発情報等を発信し、市民一人ひとりの防災意識の醸成を図り、もって地域防災力の向上につなげることを目的として、それに必要な事項について定めるものとする。

(発信の方法)

第2条 乙は、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)若しくは西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)又は乙が編集、発行、運営する次の媒体(以下「媒体」という。)に甲が提供する防災啓発情報等を掲載して、防災啓発情報等を発信する。

- (1) タウンページ
- (2) 防災啓発情報等を取りまとめた冊子等の紙媒体
- (3) その他、甲が提供する防災啓発情報等を掲載できる媒体

(手続)

第3条 乙は、甲に対し、防災啓発情報等の提供を無償で求めることができる。この場合、乙は、防災啓発情報等を掲載する媒体の種類、掲載期間、配布範囲等を甲に明示する。

- 2 甲は、乙から前項の要請を受けた場合、その都度、乙と協議の上、防災啓発情報等を乙に提供する。
- 3 乙は、前項により防災啓発情報等の提供を受けた場合は、媒体に掲載するものとし、掲載するにあたっては、乙は、提供を受けた情報を編集することができるものとする。
- 4 乙は、甲に対し、校正段階において防災啓発情報等が掲載された原稿を提示する。甲は、提示を受けた原稿に対し、防災啓発情報等の趣旨及び内容が適切に記載されるために意見を述べるることができるものとし、乙は、甲の意見に応えるよう努めるものとする。
- 5 乙は、前2項の規定による掲載(編集、原稿提示その他の掲載のため必要な行為を含む)を無償で行う。

(発信情報に関する責任)

第4条 防災啓発情報等を発信したことにより第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた場合は、甲及び乙は、これらの解決のために協力し対応するものとする。

- 2 甲は、乙に提供した防災啓発情報等の内容に対し責任を負い、乙はその他の事項についての責任を負う。

(発信の変更又は中止)

第5条 乙は、防災啓発情報等の発信について、相当な事情がある場合は、甲に対して事前通知の上、その全部又は一部を変更又は中止することができる。

(著作権)

第6条 甲が提供する防災啓発情報等を記載した媒体の当該提供部分に係る著作権は甲に帰属することとし、乙が甲から提供を受けた防災啓発情報等を本協定に定める以外の他の媒体に利用する場合は、予めその目的、方法、範囲及び期間を明らかにした上で甲の承諾を得るものとする。

2 乙が防災啓発情報等に関して作成した記事・画像等の著作権は、NTT東日本、NTT西日本若しくは乙又は乙が使用許諾権を付与した第三者に著作権が帰属することとし、甲が他の媒体に利用する場合は、予めその目的、方法、範囲及び期間を明らかにした上でNTT東日本、NTT西日本若しくは乙又は乙が使用許諾権を付与した第三者の承諾を得るものとする。

3 前2項に基づき、甲又は乙が、相手方から提供を受けた著作物を利用する場合は、前2項に基づき承諾を受けた目的、方法、範囲及び期間を超えて利用することはできない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利や義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、予め相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、防災啓発情報等以外に、本協定の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を他の者に漏らしてはならず、本協定の遂行にのみ使用することとする。また、この協定が終了した後も同様とする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定解消の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 本協定の内容で疑義が生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年12月12日

長野県上田市大手一丁目11番16号

甲 上田市

上田市長

母袋 創一

東京都港区虎ノ門三丁目8番8号

乙 NTTタウンページ株式会社

代表取締役社長

岡田 昭彦